

奈良県立医科大学学長選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学定款第10条第8項の規定により、学長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営審議会において互選により選出された者4人
- (2) 教育研究審議会において互選により選出された者4人

2 前項に規定する委員は、公立大学法人奈良県立医科大学（以下、「法人」という。）の役員又は職員以外の者を複数含むものとする。

3 選考会議の委員は、学長候補者として推薦を受諾した場合は、委員を辞任するものとし、当該委員を選出した経営審議会又は教育研究審議会があらかじめ指名した補欠の委員をもって、補充するものとする。

(任期)

第3条 前条の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決要件)

第6条 選考会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規程の改廃)

第7条 選考会議は、この規程を改廃しようとするときは、あらかじめ奈良県知事に協議を行った上で、役員会の議を経なければならない。

(庶務)

第8条 選考会議の庶務は、人事課で行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月31日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、法人の設立後最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。